

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和3年
1月19日
(火曜日)

目次

〇規則

旅館業法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………一

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………一

理容師法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………三

美容師法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………四

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………四

〇告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………五

漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………六

道路の区域の変更(道路整備課)……………六

道路の供用の開始(道路整備課)……………七

〇公告

国営緊急農地再編整備事業(南周防地区大里換地区)の換地処分(農村整備課)……………七

県営松小野地区経営体育成基盤整備事業の換地処分(農村整備課)……………七

契約の締結(水産振興課)……………七

建設業の許可の取消し(二件)(監理課)……………八

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政



山口県規則第二号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則(昭和三十三年山口県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、省令第一条第二項ただし書の規定の適用を受けるときは、第一号から第八号までに掲げる書類の添付を省略することができる。

別記第一号様式の(表)中「㊦」を削り、同様式の(裏)中

入浴設備の衛生管理に関する責任者の氏名	を
入浴設備の衛生管理に関する責任者の氏名	を
旅館業法施行規則第1条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名	を
別記第二号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。	を
別記第三号様式中「㊦」を削り、同様式の添付書類1中「戸籍謄本」を「戸籍謄本又は法定相続関係一覽図の写し」に改め、同様式の注を削る。	を

め、同様式の注中2を削り、3を2とし、同注に次のように加える。

3 「旅館業法施行規則第1条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」欄は、営業を譲り受けたことを証する書類を添付したときは、署名することを要しないこと。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則(昭和六十一年山口県規則第六十六号)の一部を次のように改正

別記
 別記第一号様式の表を次のように改める。

別記
 第一号様式(第2条関係)

(表)
 公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

保健所長 様

郵便番号
 住所
 申請者 氏名
 生年月日 年 月 日 日生
 (電話) 局 番

下記のとおり公衆浴場の営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。
 記

公衆浴場	名称		
	所在地		
種類	一般公衆浴場	2	その他の公衆浴場
公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等に必要な措置の基準に関するのい第3条第1項各号のの有無にか該当するときは、その内容及び内容 衛生管理に関する責任者の氏名			
営業開始予定年月日			
敷地面積	延べ面積	延べ面積	階建
	建築面積	延べ面積	延べ面積
換気設備	自然換気設備	2	機械換気設備
	自然換気設備 / 空気調和設備		
脱衣室の面積	男子用	男子用	男子用
	男子用	女子用	女子用
面積	男子用	男子用	男子用
	男子用	女子用	女子用
容積	容積	附属設備	附属設備
	容積	附属設備	附属設備

浴 室	内		外		備 設
	屋	屋	屋	外	
	㎡	㎡	㎡	㎡	
洗い場の面積					洗い場の面積
洗い場の給水栓数					洗い場の給水栓数
使用水の種類	水道水等	温泉	その他		使用水の種類
浴槽水の消毒方法	塩素系薬剤 紫外線消毒	塩素系薬剤以外の薬剤	その他		浴槽水の消毒方法
ろ材の種類					ろ材の種類
ろ過能力		㎡/時			ろ過能力
ろ過器		台			ろ過器
飲料水供給設備の使用水の種類	水道水等	その他			飲料水供給設備の使用水の種類
便器数	男子用 大 便器 兼用便器	個 兼用便器	個 兼用便器	個 兼用便器	便器数
消毒装置を備えた流水式の洗い設備数	男子用 兼用便器	個	個	個	消毒装置を備えた流水式の洗い設備数
公共浴場法施行規則第9条ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名	男子用	個	女子用	個	公共浴場法施行規則第9条ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名

別記第一号様式の(裏)中「はり付け欄」を「貼付け欄」に改め、同様式の注中2を削り、3を2とし、4を3とし、同注に次のように加える。

4 「公共浴場法施行規則第9条ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」欄は、営業を譲り受けたことを証する書類を添付したときは、署名することを要しないこと。

別記第二号様式中「㊸」を削り、同様式の添付書類1中「戸籍謄本」を「戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し」に改め、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第五号様式中「㊸」を削り、同様式の注中2を削り、3を2とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

理容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月十九日

山口県知事 村岡 副 政

山口県規則第四号

理容師法施行細則の一部を改正する規則

理容師法施行細則(昭和六十一年山口県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の(裏)中「㊸」を削り、同様式の(裏)中

美容所の開設予定年月日	年 月 日	を
美容所の開設予定年月日	年 月 日	に 改

め、同様式の注中2を削り、3を2とし、4から7までを3から6までとし、同注に次のように加える。

7 「理容師法施行規則第9条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」欄は、営業を譲り受けたことを証する書類を添付したときは、署名することを要しないこと。

別記第四号様式中「㊸」を削り、同様式の添付書類1中「戸籍謄本」を「戸籍簿本」とし、同様の注2を削り、同注1を同注とする。

附則
この規則は、公布の日から施行する。

美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五号

美容師法施行細則の一部を改正する規則

美容師法施行細則（昭和六十一年山口県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の表中「㊸」を削り、同様式の裏中

「理容所の開設予定年月日」	年	月	日
「美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」	に改		

め、同様式の注中2を削り、3を2とし、4から7まびを3から6まびとし、同注に次のように加える。

7 「美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」欄は、営業を譲り受けたことを証する書類を添付したときは、署名することを要しないこと。

別記第四号様式中「㊸」を削り、同様式の添付書類1中「戸籍謄本」を「戸籍簿本」とし、同様の注2を削り、同注1を同注とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（平成二年山口県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次のただし書を加える。

ただし、省令第一条の三第一項ただし書（同項第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受けるときは、第一号及び第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

別記第一号様式（その一）の表中「はり付け欄」を「貼付け欄」に改め、「㊸」を削り、同様式（その一）の裏中

「クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱い」	有	無
「クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱い」	有	無
「クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」	に改め、	

同様式（その一）の注2を次のように改める。

2 「クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」欄は、営業を譲り受けたことを証する書類を添付したときは、署名することを要しないこと。

別記第一号様式（その二）の表中「はり付け欄」を「貼付け欄」に改め、「㊸」を削り、同様式（その二）の裏中

「クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱い」	有	無
「クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱い」	有	無
「クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱い」	有	無
「クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」	に改め、	

同様式（その二）の注2を次のように改める。

2 「クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」欄は、営業を譲り受けたことを証する書類を添付したときは、署名することを要しないこと。

別記第一号様式の二十「㊦」を削り、

クローニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱い	有	無	を
-------------------------------	---	---	---

クローニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱い	有	無	に改め、
クローニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名			

同様式の注2を次のように改める。

2 「クローニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」欄は、営業を譲り受けたことを証する書類を添付したときは、署名することを要しないこと。

別記第三号様式の二十「㊦」を削り、同様式の添付書類一中「口籍謄本」を「口籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し」に改め、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第四号様式中「㊦」を削り、同様式の注を削る。

別記第五号様式中「㊦」を削り、「持ち付け種」を「浮き種」に改め、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年一月十九日から同年二月八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和三年一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本化学工業株式会社

住 所 東京都江東区亀戸九丁目一番二号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 日本化学工業株式会社徳山工場

所在地 周南市晴海町一番二号

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m ³ /分)	工 事 着 手 年月日	工 事 完 成 年月日	使 用 開 始 年月日
二七一ヌ	六〇	令和三、二、一五	令和三、二、二八	令和三、四、一
				間 隔 一 日 当 た 連 続 二 四 時 間 変 動 無 し

備考 「二七一ヌ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 量 (m^3)
	通 常 最 大	最 大	
二七一ヌ	六・五	五	一〇〇〇
	二〇〇	大	二〇〇
	検出せず	最 大	検出せず
	〇・五	最 大	〇・五
	〇・〇一	最 大	〇・〇一
	〇・〇一	最 大	〇・〇一
	〇・〇二	最 大	〇・一

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m^3)
	通 常 最 大	最 大	
七	五・八	大	七九〇
	八・六	大	一、五〇〇

山口県告示第十八号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次の一のとおり事前届出があつた。

当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

令和三年一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 届出事項

加入区 住 発 起 所 氏 名

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

和木加入区 玖珂郡和木町和木五丁目九番三十四 南波 修一 和木漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

加入区 縦 覧 期 間 縦 覧 場 所
和木加入区 令和三年一月十九日から同年二月二日まで 和木漁業協同組合

山口県告示第十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和三年一月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道
路線名 陶湯田線
道路の区域

区 間	新		旧		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	最 狭	最 広	最 狭	最 広			
山口市黒川字打田三六〇一地从先から 同市黒川字赤崎三七七七の一地先ま	二〇・七	二〇・五	九・五	五・〇	八一・〇	八一・〇	道路改良工事の完了による。

山口県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和三年一月十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和三年一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 陶湯田線	山口市黒川字打田三六〇一地先から 同市黒川字赤崎三七七七の一地先まで	令和三年一月二十日



(二七) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区大里換地区）の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区大里換地区の換地処分を次のとおり行いました。

令和三年一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分の年月日

令和三年一月四日

二 換地処分の内容

国営緊急農地再編整備事業（南周防地区大里換地区）換地計画書に記載された換地計画のとおり

(二八) 県営小野地区経営体育成基盤整備事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、

県営小野地区経営体育成基盤整備事業の施行に係る地域の換地処分を次のとおり行いました。

令和三年一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 換地処分の年月日

令和三年一月五日

二 換地処分の内容

県営小野地区経営体育成基盤整備事業換地計画書に記載された換地計画のとおり

(二九) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和三年一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地

山口県水産研究センター 長門市仙崎二八六一番地の三

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

漁業調査船かいせいの定期検査業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和二年十一月三十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

MHI下関エンジニアリング株式会社 下関市彦島江の浦町六丁目一六番一号

六 落札金額

六千四百九十万円

七 入札公告日

令和二年十月十六日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県水産研究センター所長 野川 顕秀

(二) 調達方法

(三) 購入等
落札方式
最低価格

(二〇) 建設業の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、建設業の許可を取り消しました。

令和三年一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 処分をした年月日

令和二年十一月十二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 株式会社小川商会

主たる営業所の所在地 光市浅江七丁目二番一三号

代表者の氏名 小川 洋治

許可番号 山口県知事許可（般一七八）第六二二三号及び山口県知事

許可（般一三〇）第六二二三号

三 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

代表取締役が、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条の罪により、平成二十九年四月二十七日に周南簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定し、このことが法第二十九条第一項第二号に該当する。

(二一) 建設業の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定により、建設業の許可を取り消しました。

令和三年一月十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 処分をした年月日

令和二年十二月二十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称 株式会社オーシャン

主たる営業所の所在地 岩国市海土路町二丁目四二番一六号

代表者の氏名 北野 拓磨

許可番号 山口県知事許可（般一七八）第一五八六三号

三 処分の内容

とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

株式会社オーシャンの営業所の所在地を確知できず、その事実を公告したが、その公告の日から三十日を経過しても当該建設業者から申出がなく、このことが法第二十九条の二第一項に該当する。